第６期

大　樹　町

高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

大　樹　町

は　じ　め　に

わが国においては、世界に例のない速さで高齢化が進み、他のどの国も経験のない「前例のない超高齢社会」を迎え、大樹町においても、高齢化率は既に３０％を超え、本計画の最終年度に当たる平成２９年度には３５．２％と、実に町民の３人に１人は６５歳以上という状況が想定されています。

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして発足した介護保険制度は、制度の施行から１５年が経過し、当町の介護保険サービス利用者も施行当初の約１．７倍になるなど、高齢者の暮らしを支える制度として定着する一方で、認知症高齢者の増加や高齢者のみの世帯の増加への対応などが課題となっているところです。

このような中、団塊の世代が後期高齢者となる平成３７年度を見据えて、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保のため、制度創設以来最大の改革が行われることとなりました。

本計画においても、高齢者がその有する能力に応じ、住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう「医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス」が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みをより一層進めることとしております。

計画の実現には、町民や事業者、関係団体等との連携・協働が不可欠となりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり度重なるご審議をいただきました大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成２７年３月

大樹町長　　伏　見　悦　夫

目　次

第１章　計画策定の趣旨

第１節　計画策定の趣旨 …… 1

第２節　計画の位置づけ …… 1

第３節　計画の期間 …… 2

第４節　計画の策定体制 …… 2

第５節　計画の点検 …… 2

第２章　高齢者を取りまく現状

第１節　人口・要介護等認定者の現状 …… 3

第２節　高齢者の健康づくり・社会参加の状況 …… 8

第３節　地域支援事業・生活支援サービスの状況 …… 11

第４節　介護給付費等対象サービスの状況 …… 14

第３章　第６期計画の方針

第１節　基本方針等 …… 19

第２節　第６期計画における人口等の推計 …… 20

第４章　高齢者の健康づくりと社会参加の促進

第１節　高齢者の健康づくりの推進 …… 22

第２節　高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進 …… 23

第５章　地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み

第１節　地域包括支援センター機能の充実 …… 24

第２節　認知症施策の推進 …… 25

第３節　権利擁護の推進 …… 26

第４節　介護予防事業の充実 …… 27

第５節　生活支援サービスの充実・強化 …… 28

第６節　高齢者にやさしい住生活環境づくり …… 29

第７節　地域包括ケアシステム構築に向けた基盤整備 …… 30

第６章　介護給付費等対象サービスの見込み

第１節　介護保険サービス利用量の見込み …… 31

第２節　サービス別給付費の見込み …… 34

第３節　第１号被保険者介護保険料の見込み …… 36

第７章　介護保険事業の適正・円滑な運営 …… 41

第１章　計画策定の趣旨

第１節　計画策定の趣旨

わが国の高齢者人口は、平成 26 年版高齢者白書によると平成 25 年 10 月現在で 3,190 万人を超え、総人口に占める高齢化率※ は 25%を超え、いわゆる団塊の世代※ が 65 歳以上となる平成 27 年には約 3,400 万人に達し、その後も高齢者人口や後期高齢者の占める割合の増加が見込まれており、当町においても、高齢者数の増加に加え、高齢者のみの世帯の増加が著しい状況にあります。

このような状況の中、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年に導入された介護保険制度について、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年に向け、可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築や、介護保険を持続可能な制度とするための「費用負担の公平化」などを柱とした、制度の開始以来最大の改正が行われたところです。

本計画は、このような社会情勢や制度改正を踏まえ、第５期までのサービスの利用状況や課題を検証するとともに、今後、高齢者が安心・安全に地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の実情に応じた体制の確保と計画的な施策を推進するため策定するものです。

第２節　計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第 20 条の８の規定に基づき策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第 117 条の規定に基づき策定する計画です。大樹町では、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定しました。

また、本計画は、町の長期的・総合的な計画である第５期大樹町総合計画（計画期間：平成 26 年度～平成 35 年度）の高齢者保健福祉に関する部門別計画として位置づけられるとともに、町の提供するサービスのみならず、高齢者対策に関わりのある団体等の取組みについての指針という性格も合わせ持っています。

※高齢化率：65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

※団塊の世代：昭和 22 年～24 年に生まれた世代

※後期高齢者：高齢期を２期に区分する場合、65 歳から 74 歳までを前期高齢者、75 歳以上を後期高齢者と区分しています

第３節　計画の期間

計画の期間は、平成２７年度から平成２９年度までの３年間とし、計画の最終年度にあたる平成２９年度に次期計画策定に向けた見直しを行います。

図　計画の期間

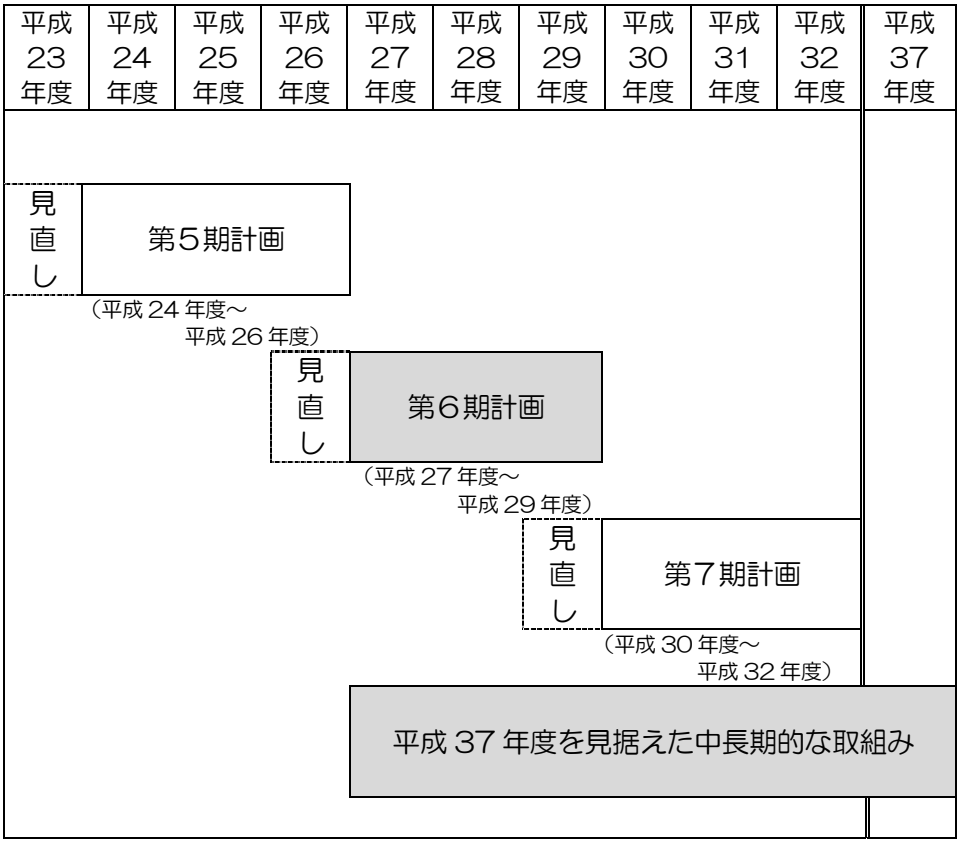

第４節　計画の策定体制

計画の策定にあたっては、住民の意見を反映させることを目的として、保健医療関係者や福祉関係者、地域住民の委員で構成される「大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置して検討を重ねました。

第５節　計画の点検

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、大樹町地域包括支援センター運営協議会※ などの関係会議において報告、協議し、事業が円滑に実施できるように努めます。

※大樹町地域包括支援センター運営協議会：地域包括支援センターの適切で円滑な運営を図ることを目的に、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表等のメンバーで構成されています。

第２章　高齢者を取りまく現状

第１節　人口・要介護等認定者の現状

１　人口の推移

大樹町の人口推移を見ると、総人口は減少を続けているのに対し、65 歳以上の高齢者数は増加を続け、平成 26 年 9 月末時点での高齢化率は 32.2%で、そのうち後期高齢者の割合は 54.4%となっています。

特にここ数年は、団塊の世代が 65 歳を迎えたことにより、前期高齢者の増加が顕著となっています。

表　人口の推移

（単位：人）

区　分	平成２年	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総 人 口 (A)	7,483	6,711	6,550	6,052	5,983	5,956	5,901	5,863
40～64歳	2,747	2,470	2,258	2,017	1,974	1,899	1,854	1,804
65歳以上 (B)	1,099	1,568	1,675	1,785	1,793	1,851	1,871	1,887
(高齢化率 B/A)	(14.7%)	(23.4%)	(25.6%)	(29.5%)	(30.0%)	(31.1%)	(31.7%)	(32.2%)
うち前期高齢者	662	866	838	821	798	829	833	861
うち後期高齢者 (C)	437	702	837	964	995	1,022	1,038	1,026
(後期高齢者率 C/B)	(39.8%)	(44.8%)	(50.0%)	(54.0%)	(55.5%)	(55.2%)	(55.5%)	(54.4%)

資料：平成２・12年は国勢調査、平成17年以降は住民基本台帳（９月末現在）

図　総人口に占める高齢者の割合と高齢化率の推移

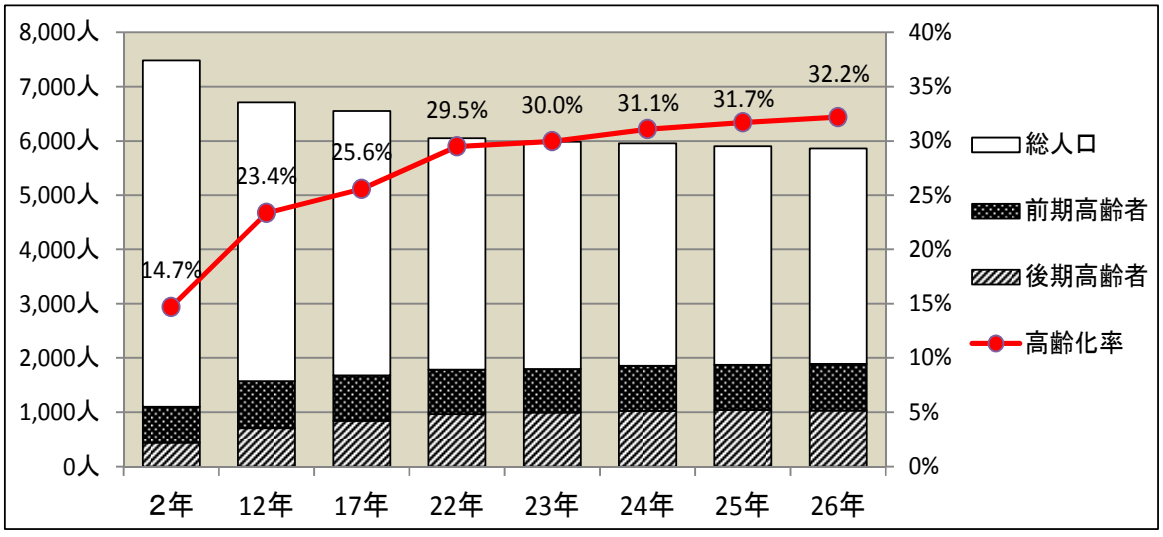

人口構成について５歳区切りで見ていくと、これから高齢期を迎える 60 歳～64 歳の世代の人口比率が高いことから、今後も高齢化率の上昇が予想されます。

図　年齢別人口構成

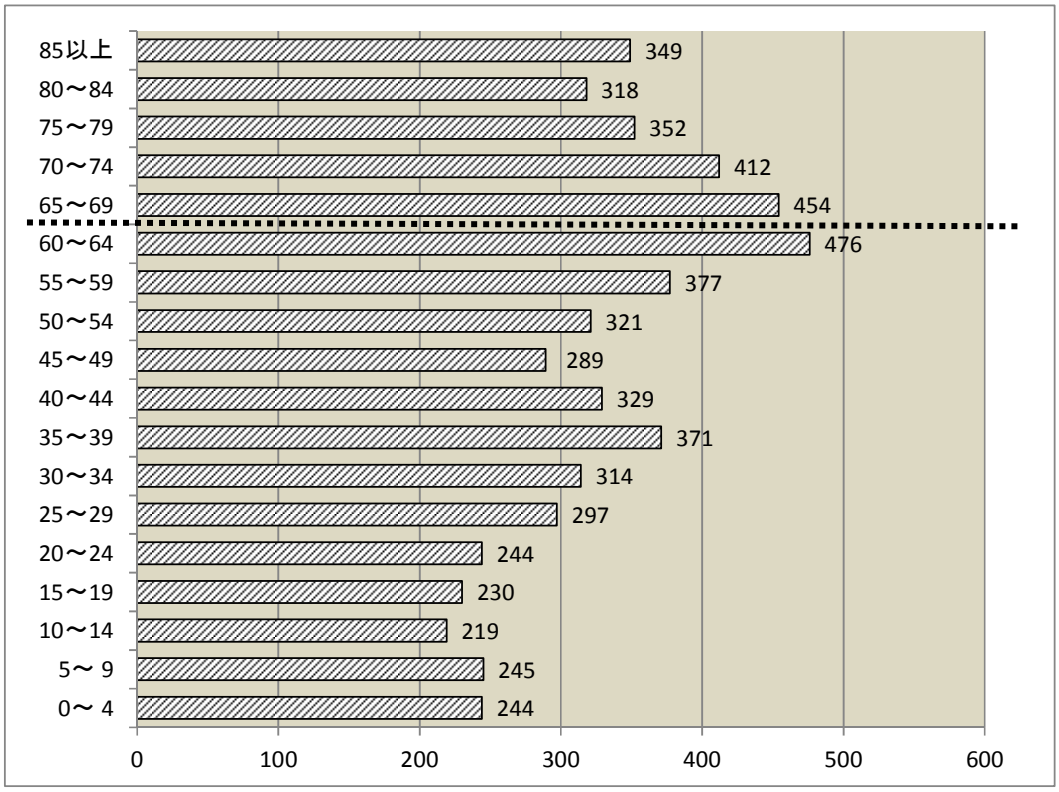

２　高齢者のいる世帯の推移

総世帯数に占める 65 歳以上の親族のいる世帯の割合は増加傾向にあり、特に高齢者のみで構成される世帯数が増加しています。

表　高齢者のいる世帯の推移

（単位：世帯）

区　分	平成 7 年	平成 17年	平成 22年	平成 26年
総世帯数(A)	2,459	2,555	2,528	2,653
高齢者のいる世帯(B)	877	1,042	1,124	1,276
（率 B/A）	(35.7%)	(40.8%)	(44.5%)	(48.1%)
高齢単身世帯(C)	137	246	272	410
（率 C/A）	(5.6%)	(9.6%)	(10.8%)	(15.5%)
高齢夫婦世帯(D)	252	329	398	450
（率 D/A）	(10.2%)	(12.9%)	(15.7%)	(17.0%)

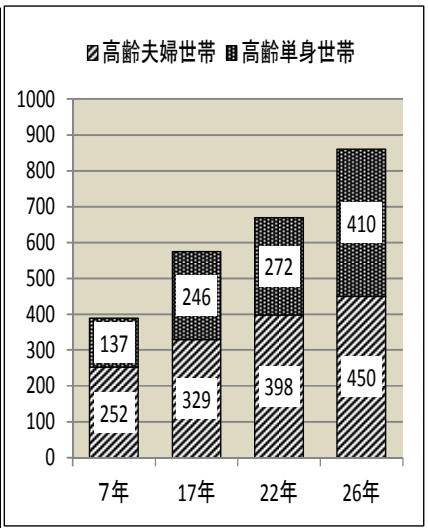

資料：平成22年までは国勢調査、平成26年は住民基本台帳（９月末現在）

3　要介護・要支援認定者の現状

（１）第１号被保険者と要介護等認定者の推移

高齢者人口と同様に増加傾向にあり、平成 26 年 10 月末時点で、第１号被保険者※ 1,906 人、要介護等認定者 393 人、認定率 20.6%となっています。

表　要介護等認定者の推移

（単位：人）

区　分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
第１号被保険者	1, 790	1, 806	1, 851	1, 871	1, 906
要支援１	35	47	40	34	32
要支援２	53	41	28	39	38
要介護１	68	93	103	105	106
要介護２	56	58	62	61	75
要介護３	46	26	35	42	52
要介護４	43	40	49	36	39
要介護５	45	55	49	53	51
認定者合計	346	360	366	370	393
認定率	19. 3%	19. 9%	19. 8%	19. 8%	20. 6%

資料：町保健福祉課調べ（10月末現在）

※要介護等認定者には第２号被保険者を含む。

※認定率：第１号被保険者数に対する認定者数（第２号被保険者を含む）の割合。

図　要介護等認定者の推移

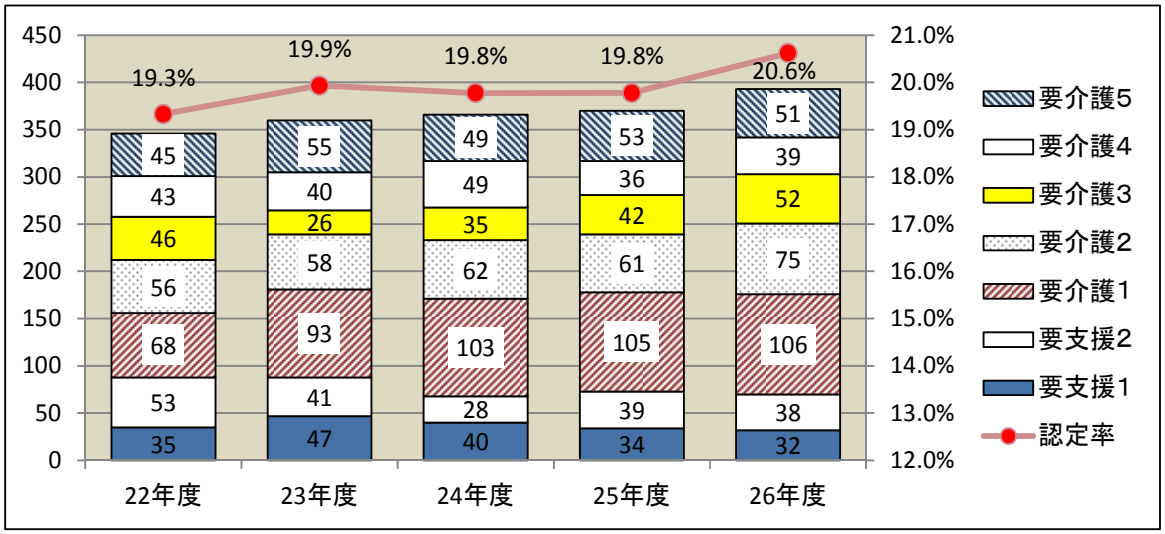

※第１号被保険者：65 歳以上の被保険者。40 歳から 64 歳までの被保険者は第２号被保険者。

（２）年齢区分別の要介護等認定者

要介護等認定者を年齢区分別に比較すると、年齢が高くなるほど要介護等認定者が増加し、認定率も高くなる傾向となっていて、後期高齢者の３人のうち１人、85歳以上の人では３人のうち２人が認定を受けています。

表　年齢区分別の要介護等認定者数

（単位：人）

区　分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合　計	被保険者数	認定率
第1号被保険者	31	38	103	73	52	38	50	385	1,906	20.2%
65～69歳	2	0	1	4	3	1	4	15	450	3.3%
70～74歳	6	2	10	7	1	1	2	29	418	6.9%
75～79歳	6	3	10	6	3	1	3	32	353	9.1%
80～84歳	5	9	18	15	16	4	6	73	321	22.7%
85歳以上	12	24	64	41	29	31	35	236	364	64.8%
第2号被保険者	1	0	3	2	0	1	1	8	－	－
合　計	32	38	106	75	52	39	51	393	－	20.6%

資料：町保健福祉課調べ（10月末現在）

図　年齢区分別の要介護認定者数

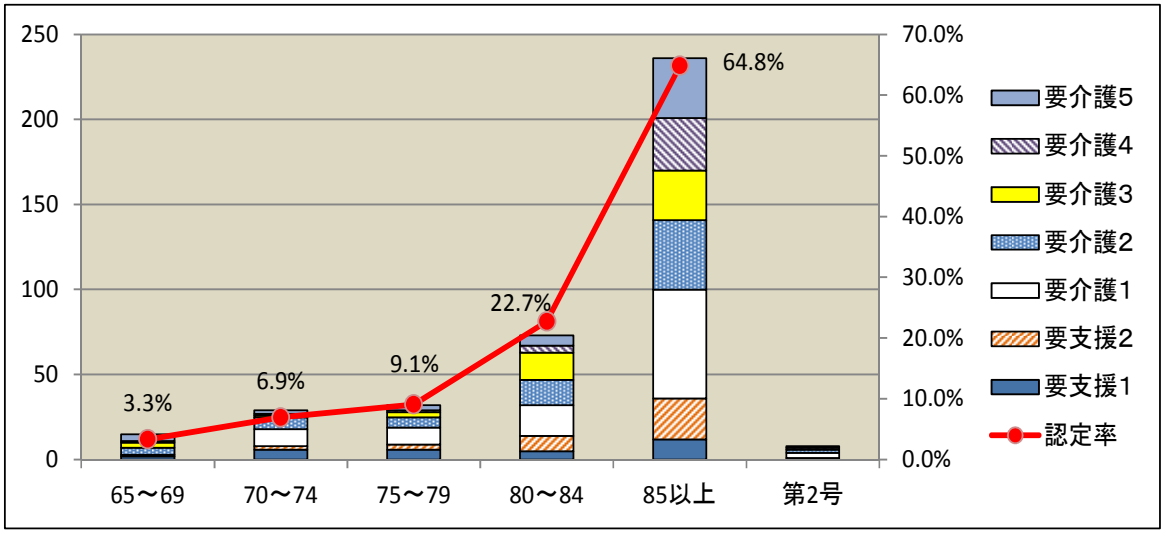

（３）要介護等認定区分別の認知症高齢者の日常生活自立度

要介護等認定者の認定調査における「認知症高齢者の日常生活自立度」をみると、認知症自立度のランクが高くなると要介護度も上がる傾向にあります。

表　要介護等認定区分別の認知症高齢者の日常生活自立度　（単位：人）

区　分	自立	Ⅰ	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	不明	計
要支援１	16	14	2							32
要支援２	12	15	2	9						38
要介護１	5	13	22	61	5					106
要介護２	3	11	7	32	18	2	1		1	75
要介護３	1	3	1	7	30	9			1	52
要介護４	1	3	1	6	14	6	7	1		39
要介護５			2	5	8	5	27	4		51
合　計	38	59	37	120	75	22	35	5	2	393

※「不明」は、町外からの転入者。　　資料：町保健福祉課調べ（平成 26 年 10 月末現在）

表　認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク		判定基準	見られる症状・行動の例
Ⅰ		何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内、社会的にほぼ自立している。	
Ⅱ		日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	Ⅱａ	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
	Ⅱｂ	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない､電話の応対や訪問者との対応など、ひとりで留守番ができない等
Ⅲ		日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
	Ⅲａ	日中を中心として、上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	Ⅲｂ	夜間を中心として、上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢａに同じ
Ⅳ		日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢａに同じ
M		著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態

第２節　高齢者の健康づくり・社会参加の状況

１　高齢者の健康づくりの状況

（１）特定健診、特定保健指導の実施

要介護等認定者の原因疾患となっている生活習慣病の予防を目的とした健診や、生活改善を目的とした指導を実施しています。

区　分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
特定健診対象者数	1,375 人	1,347 人	1,340 人
特定健診実施者数	735 人	725 人	761 人
特定健診実施率 道内順位（179 市町村）	53.5% 13 位	53.8% 17 位	56.8% 11 位
特定保健指導実施率	67.1%	56.2%	75.9%

（２）予防接種の実施

発症や重症化を予防するため、予防接種を実施しています。

区　分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
高齢者インフルエンザ予防接種	1,061 人	1,056 人	1,091 人
高齢者肺炎球菌予防接種	154 人	35 人	84 人

（３）訪問指導の実施

心身の健康状態に応じて、保健師・栄養士が健康に関する保健指導を実施しています。（実績人数は 65 歳以上）

区　分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保健師訪問	実人数	295 人	394 人	618 人
	延人数	373 人	553 人	995 人
栄養士訪問	実人数	35 人	23 人	20 人
	延人数	50 人	58 人	64 人

2　高齢者の生きがいづくり、社会参加活動の状況

（1）老人クラブ

大樹町には 15 の老人クラブがあり、60 歳以上の方を加入対象として、地域における交流活動などを定例的に行っていますが、近年は加入率の減少が続いています。

表　老人クラブの会員数　（単位：人）

老人クラブ名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
尾田清寿会	144	148	138	136	136
東部長寿会	41	42	40	33	29
北大樹老人クラブ	89	84	84	86	86
歴舟老人クラブ	84	84	82	85	84
大樹長寿会	67	61	62	57	58
大樹中央コスモス会	121	73	76	86	80
南友シニアクラブ	89	96	94	94	85
南大樹老人クラブ	53	57	61	55	60
石坂地区老人クラブ	108	92	92	80	75
双葉熟年の会	53	51	51	51	50
緑苑長寿会	38	40	43	42	42
コスモスクラブ	105	101	99	93	92
柏寿クラブ	67	64	68	67	66
新通水曜会	65	63	63	62	63
西本通エキスパートクラブ	―	61	72	60	54
計	1, 124	1, 117	1, 125	1, 087	1, 060
町内 60 歳以上人口	2, 279	2, 328	2, 351	2, 359	2, 374
老人クラブ加入率	49. 3%	48. 0%	47. 9%	46. 1%	44. 7%

（２）ことぶき大学

ことぶき大学は、60 歳以上の方を対象に学習活動の場、社会活動への参加機会の場として月に２回開設している生涯学習講座です。近年は学生数が減少傾向にあります。

表　ことぶき大学の学生数　　（単位：人）

学部名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ダンス学部	19　(15)	18　(15)	15　(7)	16　(11)	14
花木学部	23　(6)	20　(10)	21　(11)	23　(12)	17
写真学部	16　(15)	15　(13)	16　(12)	16　(14)	17
手芸学部	9　(8)	8　(5)	8　(6)	8　(3)	5
書道学部	13　(8)	11　(8)	9　(7)	11　(9)	11
陶芸学部	21　(12)	18　(8)	15　(6)	15　(6)	10
文芸学部	13　(8)	12　(8)	11　(8)	10　(9)	10
民謡学部	18　(10)	17　(13)	20　(13)	17　(12)	14
料理学部	19　(12)	21　(13)	20　(10)	20　(11)	16
絵画学部	6　(6)	6　(5)	6　(4)	6　(4)	6
計	157　(100)	146　(98)	141　(84)	142　(91)	120

※（　）内数値は、学生のうち開講日の７割以上に出席した者の数。

（３）高齢者事業団（大樹町シルバーセンター）

高齢者事業団である大樹町シルバーセンターは、60 歳以上の方を会員として、短期的・臨時的な就労の場を提供し、社会参加による生きがいづくりを支援しています。

一人当たりの就労日数に大きな変化はありませんが、会員数は減少傾向にあります。

表　大樹町シルバーセンターの会員数と就労実績　　（単位：人、件、日）

区　分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
会 員 数	113	109	120	98	87
就労件数	330	537	496	476	－
就労延べ日数	12, 613	14, 077	14, 035	11, 856	－
一人当就労日数	111	129	117	121	－

第３節　地域支援事業・生活支援サービスの状況

地域支援事業として、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」の３事業を実施し、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進し、包括的・継続的ケアマネジメント機能の強化を進めています。

１　介護予防事業

（１）一次予防事業

各地域の老人クラブやサロン等の集まりにおいて、健康教育や健康相談を実施しています。

区　分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
健康教育	回数	101 回	95 回	84 回
	延人数	1, 706 人	1, 940 人	1, 712 人
健康相談	回数	134 回	134 回	121 回
	延人数	2, 551 人	2, 455 人	2, 226 人

（２）二次予防事業

訪問活動や相談等により把握した二次予防対象者の運動機能・口腔機能の維持・向上を目的とした事業を実施しています。

区　分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
いきいき健康クラブ	参加人数	37 人	33 人	30 人
	延人数	476 人	365 人	342 人
パタカラくらぶ	参加人数	8 人	－	－
	延人数	183 人	－	－
歯科衛生士指導（訪問・相談）	実人数	－	18 人	27 人
	延人数	－	56 人	66 人

２　包括的支援事業

（１）介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が要介護状態等になることを予防するため、適切なサービスが提供されるよう、ケアプランの作成などを通じて支援しています。

区　分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ケアプランの作成（予防給付）	延件数	665 件	484 件	557 件

（２）総合相談支援業務

高齢者やその家族等からの様々な相談に対し、総合的な支援を行っています。

区　分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
各種相談	延件数	2, 040 件	2, 114 件	2, 635 件

（３）権利擁護業務

成年後見制度の活用や高齢者虐待に関する相談など高齢者の権利擁護のための相談活動を実施しています。

区　分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
成年後見制度の活用に関する相談	0 件	0 件	1 件
老人福祉施設の措置に関する相談	1 件	0 件	0 件
高齢者虐待に関する相談	1 件	2 件	2 件
消費者被害防止に関する相談	6 件	0 件	0 件

（４）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

町内のケアマネージャーへの支援や、多職種の関係者による困難事例の地域ケア会議（個別ケース会議）等を行っています。

区　分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ケアマネージャー連絡会	3 件	2 件	3 件
町内ケアマネージャーへの支援	33 件	58 件	46 件
地域ケア会議の開催	0 回	0 回	2 回

３　任意事業

（１）高齢者等の生活支援事業

高齢者のみ等の世帯を対象として、配食や除雪等の生活支援サービスを実施しています。

区　分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
食の自立支援事業	利用者	18 人	20 人	11 人
除雪サービス事業	利用者	49 人	55 人	44 人
移送サービス事業	利用回数	122 回	108 回	108 回

（２）家族介護支援事業

在宅で介護する家族を支援する事業を実施しています。

区　分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
介護用品支給サービス事業	利用者	2 人	2 人	1 人
介護者の会	開催回数	3 回	3 回	3 回

（３）その他の事業

高齢者等が地域で安心して暮らしていくため、身体状況や生活状況に応じた福祉サービスの提供を実施しています。

区　分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
緊急通報用電話機設置	設置台数	70 台	71 台	71 台
高齢者等通院交通費助成	助成人数	26 人	29 人	37 人

第４節　介護給付費等対象サービスの状況

１　利用者数の推移

１ヵ月あたりのサービス利用者数の推移をみると、居宅サービス及び施設サービスの利用が大幅に伸びています。

なお、サービス未利用の理由としては、「長期入院」や「住宅改修のみの利用」などが挙げられます。

表　介護保険サービス利用者数の推移

（単位：人）

区　分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護等認定者	346	360	366	370	393
サービス利用者	280	277	279	305	316
居宅サービス	175	174	165	192	198
居住系サービス	17	19	14	14	14
施設サービス	88	84	100	99	104
サービス未利用者	66	83	87	65	77
サービス利用率	80. 9%	76. 9%	76. 2%	82. 4%	80. 4%

資料：町保健福祉課調べ（10月サービス提供分）

※居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

※施設サービス　：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

図　介護保険サービスの利用者数の推移

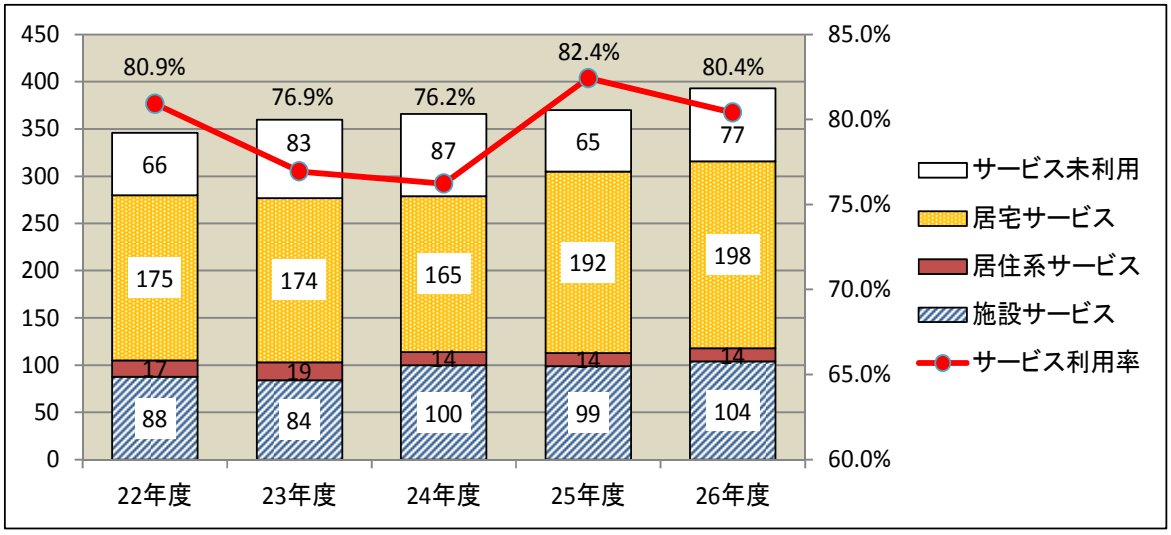

２　居宅サービスの利用状況

介護給付に関しては、サービス利用者が増加し、特に通所サービス・短期入所サービスの利用は計画値を大きく上回っている状況となっています。

表　居宅サービス（介護給付）の利用状況

区　分		実績値		見込値
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①訪問介護（回/年）	実績	5,637	5,331	6,388
	第５期計画値	7,639	7,744	7,297
	計画対比	73.8%	68.8%	87.5%
②訪問看護（回/年）	実績	775	532	840
	第５期計画値	572	580	567
	計画対比	135.5%	91.7%	148.1%
③訪問リハビリテーション（回/年）	実績	139	190	478
	第５期計画値	515	509	446
	計画対比	27.0%	37.3%	107.2%
④居宅療養管理指導（人/年）	実績	66	58	70
	第５期計画値	40	44	43
	計画対比	165.0%	131.8%	162.8%
⑤通所介護（回/年）	実績	4,386	4,520	5,026
	第５期計画値	4,721	4,702	4,571
	計画対比	92.9%	96.1%	110.0%
⑥通所リハビリテーション（回/年）	実績	3,952	4,267	4,039
	第５期計画値	3,201	3,092	2,807
	計画対比	123.5%	138.0%	143.9%
⑦短期入所生活介護（日/年）	実績	1,572	1,796	1,136
	第５期計画値	1,510	1,424	1,297
	計画対比	104.1%	126.1%	87.6%
⑧短期入所療養介護（日/年）	実績	819	1,176	1,374
	第５期計画値	483	487	458
	計画対比	169.6%	241.5%	300.0%
⑨福祉用具貸与（人/年）	実績	716	817	906
	第５期計画値	676	728	748
	計画対比	105.9%	112.2%	121.1%
⑩特定福祉用具販売（人/年）	実績	27	24	16
	第５期計画値	32	35	36
	計画対比	84.4%	68.6%	44.4%
⑪住宅改修（人/年）	実績	25	26	15
	第５期計画値	28	30	31
	計画対比	89.3%	86.7%	48.4%
⑫居宅介護支援（人/年）	実績	1,567	1,684	1,800
	第５期計画値	1,587	1,534	1,397
	計画対比	98.7%	109.8%	128.8%
⑬小規模多機能型居宅介護（人/年）	実績	0	0	0
	第５期計画値	0	90	210
	計画対比	－	0.0%	0.0%

予防給付に関しては、サービス利用者数は微増傾向にありますが、計画値は下回る状況となっています。

表　居宅サービス（予防給付）の利用状況

区　分		実績値		見込値
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①介護予防訪問介護（人/年）	実績	242	266	260
	第５期計画値	306	336	366
	計画対比	79.1%	79.2%	71.0%
②介護予防訪問看護（回/年）	実績	38	29	8
	第５期計画値	173	190	206
	計画対比	22.0%	15.3%	3.9%
③介護予防訪問リハビリテーション（回/年）	実績	0	0	3
	第５期計画値	108	120	133
	計画対比	0.0%	0.0%	2.3%
④介護予防療養管理指導（人/年）	実績	3	0	0
	第５期計画値	0	0	0
	計画対比	－	－	－
⑤介護予防通所介護（人/年）	実績	287	310	371
	第５期計画値	374	411	449
	計画対比	76.7%	75.4%	82.6%
⑥介護予防通所リハビリテーション（人/年）	実績	26	42	50
	第５期計画値	107	117	128
	計画対比	24.3%	35.9%	39.1%
⑦介護予防短期入所生活介護（日/年）	実績	26	31	20
	第５期計画値	252	276	300
	計画対比	10.3%	11.2%	6.7%
⑧介護予防福祉用具貸与（人/年）	実績	135	101	125
	第５期計画値	228	252	276
	計画対比	59.2%	40.1%	45.3%
⑨介護予防特定福祉用具販売（人/年）	実績	13	6	12
	第５期計画値	18	20	21
	計画対比	72.2%	30.0%	57.1%
⑩介護予防住宅改修（人/年）	実績	10	12	13
	第５期計画値	9	11	13
	計画対比	111.1%	109.1%	100.0%
⑪居宅介護予防支援（人/年）	実績	493	539	573
	第５期計画値	809	838	879
	計画対比	60.9%	64.3%	65.2%

3　居住系サービスの利用状況

大樹町内に事業所はありませんが、近隣市町村の施設を利用しています。

表　居住系サービスの利用状況

区　分		実績値		見込値
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①特定施設入居者生活介護（人/年）	実績	80	75	63
	第５期計画値	132	144	144
	計画対比	60.6%	52.1%	43.8%
②認知症対応型共同生活介護（人/年）	実績	93	88	100
	第５期計画値	144	168	252
	計画対比	64.6%	52.4%	39.7%
③介護予防認知症対応型共同生活介護（人/年）	実績	6	0	0
	第５期計画値	12	12	12
	計画対比	50.0%	0.0%	0.0%

4　施設サービスの利用状況

介護老人福祉施設、介護老人保健施設は大樹町内の施設の他、町外施設の利用も増加しており、計画を大幅に上回る状況となっています。

表　施設サービスの利用状況

区　分		実績値		見込値
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①介護老人福祉施設（人/年）	実績	617	639	675
	第５期計画値	588	588	588
	計画対比	104.9%	108.7%	114.8%
②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人/年）	実績	0	0	11
	第５期計画値	0	0	0
	計画対比	－	－	－
③介護老人保健施設（人/年）	実績	511	591	600
	第５期計画値	444	456	468
	計画対比	115.1%	129.6%	128.2%
④介護療養型医療施設（人/年）	実績	12	12	12
	第５期計画値	12	12	12
	計画対比	100.0%	100.0%	100.0%
施設サービス合計	実績	1,140	1,242	1,298
	第５期計画値	1,044	1,056	1,068
	計画対比	109.2%	117.6%	121.5%

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：広域型特養から地域密着型へ移行で特例的に利用

５　介護サービス給付費の推移

施設サービスや居宅サービス（介護給付）サービス利用者の増加に伴い、介護サービス給付についても年々増加してきています。

表　介護サービス給付費の推移

（単位：千円）

区　分	実績値				見込値
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス費	132, 417	137, 144	147, 390	157, 527	165, 000
居宅サービス（介護予防）費	29, 572	27, 967	18, 873	20, 783	22, 500
居住系サービス費	31, 816	44, 375	34, 646	32, 229	36, 000
施設サービス費	262, 245	266, 223	294, 175	304, 904	320, 660
特定入所者介護サービス等費	25, 181	27, 550	30, 743	35, 418	36, 800
高額介護サービス等費	8, 552	9, 557	11, 177	12, 189	13, 000
高額医療合算介護サービス費	1, 138	1, 381	1, 497	1, 940	2, 000
審査支払手数料	531	502	485	517	560
合　計	491, 452	514, 699	538, 986	565, 507	596, 520

図　介護サービス給付費の推移

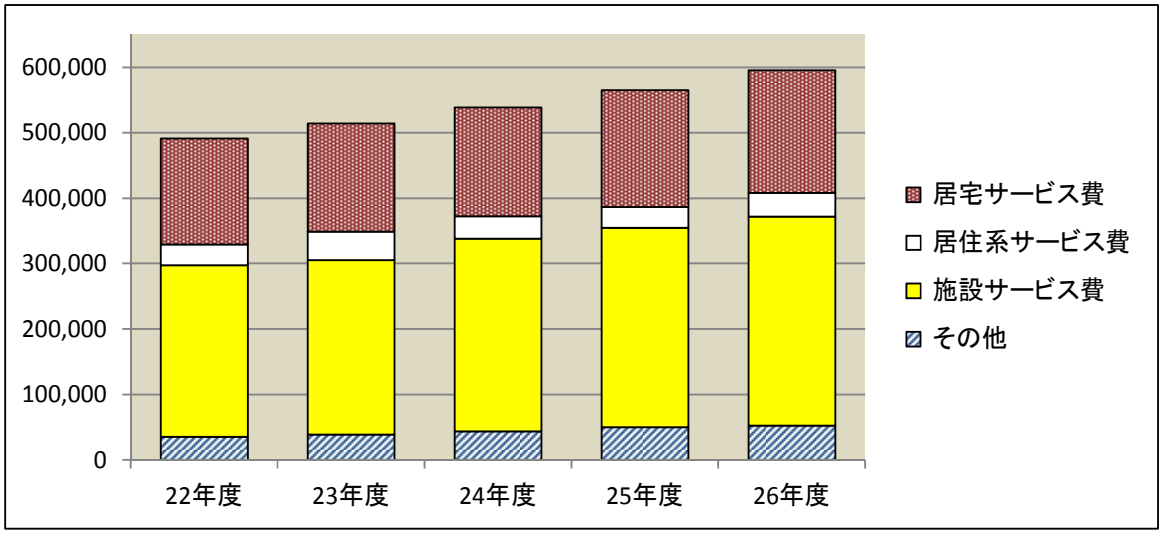

第３章　第６期計画の方針

第１節　基本方針等

１　基本方針

高齢者人口、特に要介護等認定率の高い 75 歳以上の後期高齢者数の増加は今後も続き、支援や介護を必要とする高齢者も確実に増えていくことが見込まれます。

このような状況の中、高齢者が可能な限り長く「自立」の状態を維持するため、高齢者の社会参加の促進や、成人期からの継続した健康づくり、介護予防事業の推進を図るとともに、住生活環境や緊急・災害時の体制整備など、高齢となっても元気で安心して暮らせるように取組みを推進します。

また、地域の医療・保健・福祉などの多職種連携や、地域住民への普及啓発やボランティア支援などによる地域の支え合い体制づくりの促進を図ることで、支援や介護が必要となった場合でも、必要な介護サービスや生活支援サービスを受けることができる体制整備の取組みを進めます。

このような取組みを通じて、高齢者が出来る限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていくための、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される大樹町独自の地域包括ケアシステムの構築を図ります。

２　日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件や人口、その他社会的状況を総合的に勘案し、中学校区単位を基本として市町村が設定することとなっています。

大樹町ではこれまで同様、全町を１つの圏域として設定します。

第２節　第６期計画における人口等の推計

１　人口の推計

近年の住民基本台帳の動態をもとに、計画期間における人口の推移を推計しました。

これまでと同様に総人口は減少を続ける一方、65 歳以上の高齢者人口は増加を続け、平成 30 年頃には 2,000 人を超え、平成 37 年には高齢化率が 40%に到達する見込みとなっており、特に、後期高齢者の人数の増加が予想されます。

表　推計人口

（単位：人）

区　　分	実　績	推　計　値				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総 人 口 (A)	5,863	5,789	5,725	5,661	5,320	4,986
40～64歳	1,804	1,773	1,748	1,723	1,617	1,506
65歳以上 (B)	1,887	1,939	1,964	1,991	2,045	1,995
（高齢化率 B/A）	(32.2%)	(33.5%)	(34.3%)	(35.2%)	(38.4%)	(40.0%)
うち前期高齢者	861	885	883	899	882	728
うち後期高齢者 (C)	1,026	1,054	1,081	1,092	1,163	1,267
（後期高齢者率 C/B）	(54.4%)	(54.4%)	(55.0%)	(54.8%)	(56.9%)	(63.5%)

※ 平成26年度は住民基本台帳（9月末現在）

※ 平成32・37年度は国立社会保障・人口問題研究所の推計人口

２　要介護・要支援認定者数の推計

平成 26 年の年齢・性別毎の認定者の出現率をもとに、高齢者人口の推移を考慮して推計しました。

要介護等認定率の高い後期高齢者の増加により、認定者が増えるとともに認定率も上昇し、平成 29 年には認定者 449 人、認定率 22.6%となる見込みとなっています。

また、平成 32 年には認定者が 500 人を超え、平成 37 年には高齢者の４人に１人が要介護等認定者になると予想されます。

表　要介護等認定者数の推計

（単位：人）

区　　分	実　績	推　計　値				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
第１号被保険者	1,906	1,939	1,964	1,991	2,045	1,995
要支援１	32	33	33	35	36	38
要支援２	38	41	44	47	46	52
要介護１	106	111	114	117	132	138
要介護２	75	78	79	83	95	97
要介護３	52	54	58	61	67	74
要介護４	39	42	44	47	55	60
要介護５	51	55	58	59	70	75
認定者合計	393	414	430	449	501	534
認定率	20.6%	21.4%	21.9%	22.6%	24.5%	26.8%

※ 要介護等認定者には第２号被保険者を含む。

※ 認定率：第１号被保険者数に対する認定者数（第２号被保険者を含む）の割合。

第４章　高齢者の健康づくりと社会参加の促進

第１節　高齢者の健康づくりの推進

健康相談・健康教育や各種健診などにより健康づくりを支援します。

大樹町の要介護等認定者の原因疾患状況を分析した結果、虚血性心疾患や脳血管疾患等の血管疾患を原因として要介護状態となっているケースが多数であることから、今後も健康づくりと疾病予防・介護予防の推進を図ります。

１　健康相談・健康教育の充実

身体の機能低下を遅らせるため、運動・口腔機能の維持・向上の取組みを支援します。

高血圧や糖尿病は、脳血管疾患や認知症の発症の要因となるため、予防や疾病管理のための情報提供や学習活動を実施します。

また、治療が必要な場合には医療機関に結びつけられるように支援します。

２　健康診査の充実

国や道に比べ、大樹町の第２号被保険者の認定率は高い状況にあり、今後の新規認定を減らすためには、予防可能な原因疾患である脳血管疾患を防ぐ対策が必要となります。

また、大樹町は、メタボリックシンドローム該当者が多く、糖尿病等を基礎疾患とした虚血性心疾患を発症する割合が高く、心臓が原因で脳血管疾患に至るケースも増えてきていることから、健診未受診者を減らし、成人期からの継続した生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組みを促進します。

３　訪問指導の充実

心身の健康状態に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士等が健康に関する助言や指導を訪問し行います。

第２節　高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進

生活様式や価値観の変化に伴い、高齢者の生きがいや社会参加に対する考え方も多様化してきていますが、今後も積極的に参加するためのきっかけづくりを進めていく必要があります。

高齢者が自らの体力・能力・希望に応じた、就業や学習、スポーツ・文化・趣味、ボランティア活動などの参加・交流できる場を提供することで、高齢者の地域社会の担い手としての活躍や、健康維持・介護予防の推進が期待されます。

１　高齢者の生きがいづくり

（１）老人クラブの活動支援

町内の各老人クラブでは定期的に行事が行われており、保健師等の派遣や行事内容へのアドバイスなど活動の活性化を支援します。

（２）生涯学習活動等の推進

高齢者の学習活動の場として「ことぶき大学」、自主的な学習教室の開設支援として「自主学級事業」を引き続き実施します。

また、各文化・スポーツ団体への助成を通して、活動の場を提供します。

２　高齢者の社会参加

（１）高齢者事業団事業の推進

大樹町シルバーセンターは、高齢者の知識や経験を活かした短期的・臨時的な就労の場を提供しています。

新たな就労機会の開拓や会員の加入促進など、活動の支援を行います。

（２）小地域ネットワーク事業の支援

大樹町社会福祉協議会が推進し、町内会や地域のボランティアグループが中心となり声掛けや見守り等の福祉活動が実施されており、今後も活動の支援を行います。

（３）ボランティア活動への参加促進

現在も数多くの方がボランティア活動に携わられていますが、今後も誰でも気軽にボランティア活動に参加できる体制づくりのため、介護支援ボランティア制度の導入に向けた検討を進めます。

第５章　地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み

第１節　地域包括支援センター機能の充実

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、相談支援事業や権利擁護事業、地域の医療・保健・福祉の連携強化に取り組む地域包括支援センターの果たす役割が重要となります。

今後、大樹町独自の地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センター機能の充実を図ります。

１　相談・支援の充実

（１）総合相談支援事業の充実

高齢者及びその家族が身近で気軽に相談できる窓口として、相談・支援体制の充実に努めます。

また、近年では相談内容が多様化・複雑化していることから、これらの問題に対応するため、専門職種の増員を図ります。

（２）介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者の介護サービスや福祉サービス利用の調整や支援を実施します。

２　医療・保健・福祉の連携の推進

（１）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進

町内ケアマネージャーに対する日常的・継続的支援を行うほか、町内の医療・保健・福祉・介護・地域等の関係者によりサービスの総合的な調整を行う地域ケア会議等の実施により、地域の多職種連携体制の推進を図ります。

（２）在宅医療・介護連携の構築に向けた取組み

医療と介護の両方を必要とする在宅高齢者を支援するため、医師や保健師、ケアマネージャー、ヘルパー等が協力・連携し、医療と保健福祉の情報の共有や生活を支援する仕組みの構築を目指します。

第２節　認知症施策の推進

認知症高齢者の増加が今後も見込まれる中、何よりも認知症の人やその家族への早期の適切な支援が重要となってきます。

また、認知症を発症すると本人や介護者は精神的・身体的に負担が大きくなりますが、発症後も安心して生活できる地域を目指して取組みを進めます。

１　早期発見・早期対応の体制整備

（１）初期症状の発見・対応

訪問活動や相談等により認知症の初期症状の発見、対応に今後も取組みます。

（２）認知症初期集中支援チームの構築

専門医や専門職による、認知症の人や家族への早期支援体制の構築を図ります。

（３）認知症地域支援推進員の設置

医療機関や介護サービス事業所及び地域の支援機関の連携支援や、認知症の人やその家族の相談業務等を行う、認知症地域支援推進員の設置を進めます。

（４）こころの健康相談事業の実施

精神科医との面談により、その後の支援に繋げる相談事業を引き続き実施します。

２　地域における認知症支援体制の構築

（１）認知症に関する知識の普及啓発

認知症に関する正しい知識の普及により認知症への理解の促進を図るとともに、若年層も含めた認知症サポーターの養成などにより、認知症の人や家族を地域全体で支える活動を推進します。

（２）徘徊高齢者等ＳＯＳネットワークシステムの実施

認知症の高齢者等を日常的に地域で見守り、行方不明となった際に早期発見・保護することを目的としたシステムを今後も実施します。

第３節　権利擁護の推進

認知症などにより、判断能力が充分ではない高齢者の増加が見込まれる中、虐待や消費者被害などの権利侵害から高齢者を守り、安定した生活が送れるような支援に引き続き取組みます。

１　権利擁護事業の推進

（１）日常生活自立支援事業の活用

日常生活を営むのに支障のある高齢者が自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会の実施する日常生活支援事業の活用を図ります。

（２）成年後見制度の利用支援

財産管理や契約締結などが困難となった高齢者の権利を守るため、成年後見制度を活用し生活を送れるよう支援します。

また、市民後見人の育成や活動支援を進めます。

２　高齢者虐待防止の取組み

高齢者虐待の防止及び早期発見を図るため、関係機関と組織した「大樹町高齢者虐待防止ネットワーク会議」の協力体制の推進を図ります。

また、住民の虐待に関する理解を深めるための普及啓発に努めます。

第４節　介護予防事業の充実

高齢者ができるだけ長く地域において自立した生活を継続するためには、支援や介護が必要な状態となる前から介護予防に取組む必要があります。

介護予防が広く町民に普及することで、介護給付費用の抑制効果も期待できることからも、より一層の介護予防事業の充実に努めます。

また、法改正による新たな事業である介護予防・日常生活支援サービス事業の実施に向けた取組みを進めます。

１　介護予防事業の推進

（１）一次予防事業

各地域における介護予防活動の育成や支援を継続するとともに、高齢者の健康づくりに対する意識の高まりや定着を図るため、介護予防に関する知識の普及啓発に努めます。

（２）二次予防事業

いち早く介護予防事業に取組むことができるよう、あらゆる機会を通して二次予防対象者の把握に努めるとともに、通所による運動機能・口腔機能の維持・向上を図るプログラムの実施に加え、通所が困難な対象者に対しては、保健師や歯科衛生士等が訪問により介護予防の指導を実施します。

（３）リハビリ専門職の関与促進

介護予防の取組みを機能強化するため、あらゆる場へのリハビリ専門職の関与を促進します。

２　介護予防・日常生活支援サービス事業の円滑な実施

今回の法改正により、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）が地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的にサービスを実施することができる介護予防・日常生活支援サービス事業に移行されることとなりました。

この事業では既存の事業所による既存のサービスに加え、住民ボランティアやＮＰＯ等の多様な主体によるサービスの提供が可能となることから、今後サービス提供主体の育成や支援を行うなど、介護予防・日常生活支援サービス事業を円滑に実施できるよう準備を進めます。

第５節　生活支援サービスの充実・強化

高齢者のみで構成される世帯や認知症高齢者が増加する中、地域で暮らしていくために必要な生活支援サービスの需要の増加や多様化が見込まれます。

今回の法改正により、住民ボランティアやＮＰＯ等の多様な主体による生活支援サービスの提供が可能となることから、支援が必要な人の様々なニーズに対応できるよう、担い手の養成など実施に向けた体制づくりを進めます。

１　生活支援サービスの提供

（１）食の自立支援事業

食事の用意が困難な高齢者世帯を対象に食事の配送サービスを行います。

（２）除雪サービス事業

自力での除雪が困難な高齢者世帯を対象に除雪サービスを行います。

（３）移送サービス事業

公共交通機関や自家用車での移動が困難な高齢者を対象に、病院への通院等の送迎サービスを行います。

（４）介護用品支給サービス事業

非課税世帯で要介護４又は５の在宅高齢者を対象に、介護用品支給を行います。

（５）緊急通報用電話機設置

独居で健康不安等の在宅高齢者を対象に、緊急通報用電話機を設置します。

（６）高齢者等通院交通費助成

交通手段の確保が困難な虚弱高齢者を対象に、タクシーチケットを交付します。

２　生活支援サービスの充実に向けた取組み

（１）生活支援コーディネーターの配置

生活支援サービスの充実に向け、生活支援の担い手育成や地域資源の把握・開発、そのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。

（２）生活支援の担い手育成

生活支援サービスの充実には、既存の担い手（小地域ネットワーク活動、ボランティア団体等）に加え、新たな担い手の育成が必要となります。

新たな担い手として、社会参加や介護予防の観点から元気な高齢者自らが活躍することが期待され、誰でも気軽に参加できるよう、介護支援ボランティア制度の導入に向けた検討を進めます。

また、地域全体で支援の必要な高齢者を支える体制構築のため、成年層や若年層も含めた担い手の養成を進めます。

第６節　高齢者にやさしい住生活環境づくり

高齢者が地域で安心して暮らしていくには、そのための環境づくりを進めていくことが必要となります。

高齢者の身体状況・生活状況に応じて住みなれた地域で暮らしていくため、高齢者にやさしい住生活環境の整備を推進します。

１　安心できる居住環境の確保

（１）住宅改修支援

自宅でも安心して暮らせるよう、住宅改修に関する相談・情報提供を行います。

（２）高齢者等にやさしい住宅整備資金貸付事業

高齢者等の専用居室の整備や介助のための増改築に対して、無利子で 100 万円を限度とした貸付を行います。

（３）暮らしやすい住宅の整備

ユニバーサルデザインを導入した公営住宅の整備を進めます。

また、入居する高齢者の生活支援体制が整備された住宅など、多様な住まいの確保に向けた取組みを進めます。

２　やさしい生活環境整備の推進

（１）暮らしやすい生活環境の整備

高齢者等に配慮した道路や公共施設等のバリアフリー化の推進を図ります。

また、ふれあいバス等の公共交通機関の維持・確保を図るとともに、利用者の利便性が高い交通体系の検討を進めます。

（２）コンパクトなまちづくりの推進

今後、身体機能の低下や移動手段の確保が困難等の理由により買物や通院等の日常生活に支障をきたす高齢者の増加が予想されます。

そのため、高齢者が快適な生活を続けられるよう、商業施設や医療機関等と住環境が近接した「歩いて暮らせるまちづくり」、「まちなか居住」を推進します。

第７節　地域包括ケアシステム構築に向けた基盤整備

１　介護保険サービス等の提供基盤の整備

高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で日常生活を営むためには、居宅サービスや地域密着型サービス等の介護保険サービスの提供体制の充実はもちろんのこと、医療・介護や在宅・施設の連携など地域における継続的な支援体制の構築、安心して暮らせる住宅や生活支援サービスの提供など、大樹町独自の「地域包括ケアシステム」の構築が必要となります。

今後、町の人口は減少が続く一方で、高齢者人口や要介護等認定者、認知症高齢者が増えていく見込みの中、安全で安心に地域での生活を送るために、民間参入を視野に入れた地域密着型サービス事業や生活支援サービスなどの提供基盤の機能的かつ効率的な整備手法について検討を進めます。

２　日常生活圏域における必要利用定員総数の設定

今後、地域包括ケアスシテム構築に向け地域密着型サービス事業等の基盤整備の検討を進めることから、第６期計画期間中の日常生活圏域における、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員総数についてはなしとします。

第６章　介護給付費等対象サービスの見込み

近年の利用実績や、推計した要介護等認定者数等を考慮し推計しました。

第１節　介護保険サービス利用量の見込み

１　介護保険サービス利用者数の見込み

認定者数の増加に伴いサービス利用者数は増え、近年利用者が増加している居宅サービスについては今後も同様の傾向が想定されることから、サービス利用率も上昇する見込みとなっています。

表　介護保険サービス利用者数の見込み

（単位：人）

区　　分	実　績	推　計　値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要介護等認定者	393	414	430	449
サービス利用者	316	341	359	381
居宅サービス	198	212	227	244
居住系サービス	14	18	19	22
施設サービス	104	111	113	115
サービス未利用者	77	73	71	68
サービス利用率	80.4%	82.4%	83.5%	84.9%

※　平成26年度は10月サービス提供分。

※　居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

※　施設サービス　：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

２　居宅サービス利用量の見込み

居宅サービス利用者数の伸びに伴い、利用量も増加が見込まれます。

なお、平成 29 年 4 月より実施予定の介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、予防給付の訪問介護及び通所介護、居宅介護支援の利用は減少する見込みです。

表　居宅サービス（介護給付）利用量の見込み

区　　分		見込値	推　計　値		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①訪問介護	（回/年）	6, 388	6, 630	7, 038	7, 446
②訪問看護	（回/年）	840	1, 008	1, 056	1, 104
③訪問リハビリテーション	（回/年）	478	576	672	768
④居宅療養管理指導	（人/年）	70	168	168	216
⑤通所介護	（回/年）	5, 026	5, 146	3, 553	3, 868
⑥地域密着型通所介護	（回/年）	－	－	1, 914	2, 082
⑦通所リハビリテーション	（回/年）	4, 039	4, 452	4, 788	5, 208
⑧短期入所生活介護	（日/年）	1, 136	1, 200	1, 518	1, 728
⑨短期入所療養介護	（日/年）	1, 374	1, 332	1, 422	1, 530
⑩福祉用具貸与	（人/年）	906	948	1, 020	1, 116
⑪特定福祉用具販売	（人/年）	16	36	36	36
⑫住宅改修	（人/年）	15	30	36	36
⑬居宅介護支援	（人/年）	1, 800	1, 908	2, 004	2, 076

※地域密着型通所介護：通所介護事業所のうち定員18名以下の小規模事業所について、制度改正に伴い
平成28年度以降は地域密着型事業所に移行

表　居宅サービス（予防給付）利用量の見込み

区　　分		見込値	推　計　値		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①介護予防訪問介護	（人/年）	260	288	300	228
②介護予防訪問看護	（回/年）	8	12	12	12
③介護予防訪問リハビリテーション	（回/年）	3	12	12	24
④介護予防通所介護	（人/年）	371	384	396	300
⑤介護予防通所リハビリテーション	（人/年）	50	60	72	72
⑥介護予防短期入所生活介護	（日/年）	20	60	60	60
⑦介護予防福祉用具貸与	（人/年）	125	132	132	144
⑧介護予防特定福祉用具販売	（人/年）	12	12	12	12
⑨介護予防住宅改修	（人/年）	13	12	12	12
⑩介護予防居宅介護支援	（人/年）	573	636	672	528

3　居住系サービス利用量の見込み

今後も、近隣市町村の施設の利用が見込まれます。

表　居住系サービス利用量の見込み

区　　分	見込値	推　計　値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①特定施設入居者生活介護　（人/年）	63	96	96	120
②認知症対応型共同生活介護　（人/年）	100	120	132	144

4　施設サービス利用量の見込み

今後も、大樹町内の２施設及び町外施設の利用が見込まれます。

表　施設サービス利用量の見込み

区　　分	見込値	推　計　値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①介護老人福祉施設　（人/年）	675	696	708	720
②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　（人/年）	11	12	12	12
③介護老人保健施設　（人/年）	600	624	636	648
④介護療養型医療施設　（人/年）	12	12	12	12
施設サービス合計　（人/年）	1,298	1,344	1,368	1,392

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：広域型から地域密着型へ転換により特例的に利用

第２節　サービス別給付費の見込み

１　介護給付費、介護予防給付費の見込み

介護サービス利用量の見込や、近年の利用単価、介護報酬の改定等を考慮して給付費を推計しました。

サービス利用量の伸びに伴い、給付費も増加する見込みとなっています。

表　介護給付費の見込み

（単位：千円）

区　　分	見込値	推　計　値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス費	165,000	173,020	187,146	202,508
訪問介護	29,000	29,806	31,640	33,474
訪問看護	5,122	5,911	6,399	6,689
訪問リハビリテーション	2,642	3,321	3,875	4,428
居宅療養管理指導	476	575	575	739
通所介護	36,002	36,310	24,753	26,990
地域密着型通所介護	－	－	13,652	14,856
通所リハビリテーション	34,123	35,243	37,902	41,227
短期入所生活介護	7,883	9,312	11,689	13,259
短期入所療養介護	12,975	12,926	13,842	14,893
福祉用具貸与	7,887	8,338	8,972	9,816
特定福祉用具販売	522	990	990	990
住宅改修	1,415	2,280	2,736	2,736
居宅介護支援	26,953	28,008	30,121	32,411
居住系サービス費	36,000	42,454	45,245	51,672
特定施設入居者生活介護	11,500	14,542	14,542	18,178
認知症対応型共同生活介護	24,500	27,912	30,703	33,494
施設サービス費	320,660	327,725	333,550	339,381
介護老人福祉施設	160,860	163,379	166,196	169,013
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,055	2,986	2,980	2,980
介護老人保健施設	152,005	156,728	159,742	162,756
介護療養型医療施設	4,740	4,632	4,632	4,632
合　　計	521,660	543,199	565,941	593,561

※地域密着型通所介護：通所介護事業所のうち定員18名以下の小規模事業所について、制度改正に伴い平成28年度以降は地域密着型事業所に移行

表　介護予防給付費の見込み

（単位：千円）

区　　分	見込値	推　計　値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス（介護予防）費	22,500	24,465	25,601	20,776
介護予防訪問介護	4,500	5,348	5,571	4,202
介護予防訪問看護	80	117	117	117
介護予防訪問リハビリテーション	80	134	134	267
介護予防通所介護	11,950	12,272	12,655	9,675
介護予防通所リハビリテーション	1,700	1,900	2,280	2,280
介護予防短期入所生活介護	150	340	340	340
介護予防福祉用具貸与	380	422	422	461
介護予防特定福祉用具販売	160	204	204	204
介護予防住宅改修	1,000	1,080	1,080	1,080
介護予防居宅介護支援	2,500	2,648	2,798	2,150
合　　計	22,500	24,465	25,601	20,776

２　介護サービス給付費の見込み

特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費等を含めた介護サービス全体の給付見込額（標準給付費見込額）は、３年間の合計で約１９億３千万円と見込まれます。

表　介護サービス給付費の見込み

（単位：千円）

区　　分	見込値	推　計　値			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
居宅サービス費	165,000	173,020	187,146	202,508	562,674
居宅サービス（介護予防）費	22,500	24,465	25,601	20,776	70,842
居住系サービス費	36,000	42,454	45,245	51,672	139,371
施設サービス費	320,660	327,725	333,550	339,381	1,000,656
特定入所者介護サービス等費	36,800	36,820	35,990	36,270	109,080
高額介護サービス等費	13,000	13,500	13,860	14,460	41,820
高額医療合算介護サービス費	2,000	2,350	2,450	2,550	7,350
審査支払手数料	560	580	594	608	1,782
合　　計	596,520	620,914	644,436	668,225	1,933,575

３　地域支援事業費の見込み

地域支援事業費については、平成 29 年度から要支援者の訪問介護・通所介護事業が新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されることを勘案し、３年間の合計で約６千６百万円と見込まれます。

表　地域支援事業費の見込み

（単位：千円）

区　　分	見込値	推　計　値			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
地域支援事業費	18,480	18,654	19,117	28,118	65,889

第３節　第１号被保険者介護保険料の見込み

１　介護保険費用の負担割合

介護保険サービスの費用は、公費（国・道・町 50%）と保険料（被保険者 50%）で負担します。

第６期計画における第 1 号被保険者の負担率は、被保険者数の増加に伴い、第５期計画より１%上昇し、22%となります。

なお、第 2 号被保険者の保険料は、加入する医療保険ごとに算定され、医療保険料と一括で納入します。

表　介護保険サービス給付費の負担割合

区　　分	国		道	町	第1号 被保険者	第2号 被保険者
	負担金	調整交付金				
施設等給付費	15%	5%	17.5%	12.5%	22%	28%
居宅給付費	20%	5%	12.5%	12.5%	22%	28%

表　地域支援事業費の負担割合

区　　分	国	道	町	第1号 被保険者	第2号 被保険者
介護予防事業費	25%	12.5%	12.5%	22%	28%
包括的支援事業費 任意事業費	39%	19.5%	19.5%	22%	－

２　所得段階及び保険料率の設定

（１）所得段階の設定

国の所得基準の変更に伴い、全９段階の設定とします。

（２）負担能力に応じた保険料率の設定（弾力化の実施）

第５期に引き続き、新第２段階及び新第４段階において弾力化を実施し、負担能力に配慮した保険料率を設定します。

- 新第２段階　弾力化前　0.75　⇒　弾力化後　0.625
- 新第４段階　弾力化前　0.90　⇒　弾力化後　0.833

（３）公費による低所得者介護保険料軽減の実施

介護保険費用負担の公費（50%）とは別枠で、消費税を財源とする公費により、新第１段階の保険料率を軽減します。

- 新第１段階　軽減前　0.50　⇒　軽減後　0.45

表　所得段階及び保険料率

第５期計画			第６期計画				
				対象者			
所得段階	保険料率	所得段階	世帯課税状況	本人課税状況	合計所得金額等	保険料率
第１段階	0.5	新第１段階	非課税世帯	非課税	生活保護受給者	0.45
第２段階	0.5				合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	
特例第３段階	0.625	新第２段階			合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.625
第３段階	0.75	新第３段階			合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	0.75
特例第４段階	0.833	新第４段階	課税世帯		合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.833
第４段階	1.0	新第５段階			合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人	1.0
第５段階	1.25	新第６段階		課税	合計所得金額が120万円未満の人	1.2
		新第７段階			合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.3
第６段階	1.5	新第８段階			合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.5
		新第９段階			合計所得金額が290万円以上の人	1.7

※ 世帯課税状況・本人課税状況：住民税の課税状況

３　所得段階別被保険者数の見込み

被保険者数は３年間合計で 5,894 人となりますが、所得段階別加入割合補正後の被保険者数は 5,558 人となる見込みです。

表　所得段階別人数の見込み

区　分 / 保険料率		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合　計	構成比
新第１段階	0. 45	404	409	415	1, 228	20. 8%
新第２段階	0. 625	184	187	188	559	9. 5%
新第３段階	0. 75	134	135	137	406	6. 9%
新第４段階	0. 833	281	286	290	857	14. 5%
新第５段階	1. 0	267	271	275	813	13. 8%
新第６段階	1. 2	301	303	309	913	15. 5%
新第７段階	1. 3	210	211	215	636	10. 8%
新第８段階	1. 5	80	82	83	245	4. 2%
新第９段階	1. 7	78	80	79	237	4. 0%
合　計		1, 939	1, 964	1, 991	5, 894	100. 0%
所得段階別加入割合補正後被保険者数		1, 828	1, 852	1, 877	5, 558	

4　介護保険料基準額の算定

介護サービス利用量の伸びなどによる標準給付費見込額の増加や、第１号被保険者の費用負担割合の上昇により、保険料必要額も大幅な増加が見込まれます。

第５期計画では、北海道からの特例的な交付金（第５期限定 670 万円）と介護給付費準備基金（2,570 万円）の計 3,240 万円（保険料月額 519 円相当）を取崩し保険料負担の緩和を図ったところですが、平成 26 年度末の介護給付費準備基金残高見込みが 650 万円と、今後の保険料負担緩和のための財源は限られている状況にあります。

第６期計画においては、少額ながらも負担緩和を図るため介護給付費準備基金 221 万円（保険料月額 34 円相当）を取崩し、保険料基準額（月額）5,800 円としました。

表　介護保険料基準額の算定

区　　分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
A 標準給付費見込額		620,914,500円	644,436,000円	668,224,500円	1,933,575,000円
B 地域支援事業費		18,654,000円	19,117,000円	28,118,000円	65,889,000円
C 第1号被保険者負担分相当額	(A+B)*22%	140,705,070円	145,981,660円	153,195,350円	439,882,080円
D 調整交付金相当額	A*5%	31,045,725円	32,221,800円	33,411,225円	96,678,750円
E 調整交付金見込交付割合		7.93%	7.93%	7.64%	
F 調整交付金見込額	A*E	49,239,000円	51,104,000円	51,052,000円	151,395,000円
G 財政安定化基金拠出見込額					0円
H 財政安定化基金償還金		0円	0円	0円	0円
I 介護保険準備基金取崩額					2,215,000円
J 介護保険料必要額	C+D-F-I				382,950,830円
K 予定保険料収納率		99.0%			
L 補正後被保険者数		1,828人	1,852人	1,877人	5,558人
M 介護保険料基準額（年額）	J÷K÷L				69,600円
N 介護保険料基準額（月額）	M÷12				5,800円

５　所得段階別の介護保険料額

第６期計画期間中の所得段階ごとの介護保険料額は、次のとおりとなります。

表　第６期所得段階別介護保険料額

所得段階	対象者			保険料額（年額）	保険料額（月額）	【参考】第５期保険料額（月額）
	世帯課税状況	本人課税状況	合計所得金額等			
新第１段階	非課税世帯	非課税	生活保護受給者 合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	31,320円	2,610円	2,400円
新第２段階			合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	43,440円	3,620円	3,000円
新第３段階			合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	52,200円	4,350円	3,600円
新第４段階	課税世帯		合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	57,960円	4,830円	4,000円
新第５段階			合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人	69,600円	5,800円	4,800円
新第６段階		課税	合計所得金額が120万円未満の人	83,520円	6,960円	6,000円
新第７段階			合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	90,480円	7,540円	6,000円
新第８段階			合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	104,400円	8,700円	7,200円
新第９段階			合計所得金額が290万円以上の人	118,320円	9,860円	7,200円

※ 世帯課税状況・本人課税状況：住民税の課税状況

第７章　介護保険事業の適正・円滑な運営

１　普及啓発・情報提供の充実

介護保険制度をはじめとする高齢者保健福祉に関わる情報について、広報紙の活用や相談・訪問時など様々な機会を通じて、普及啓発や周知・情報の提供を図ります。

２　介護給付適正化事業の実施

介護給付適正化システム等の活用により保険給付の適正化を図ります。

- 認定調査の直営化及び点検実施による要介護認定の適正化
- 介護給付適正化システムを活用したケアプラン点検、医療情報突合、縦覧点検の実施
- 施工、利用状況の確認による、住宅改修及び福祉用具点検の実施

３　低所得者の介護保険サービス利用者負担額軽減事業の実施

低所得者の介護サービス利用に配慮した、利用者負担額の軽減事業を引き続き実施します。

- 社会福祉法人等利用者負担軽減事業
- 介護サービス利用者負担軽減事業

第６期大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

氏　名	職　名　等	区　分
岩渕　敏樹	大樹町立国民健康保険病院院長 大樹町地域包括支援センター運営協議会委員	保健医療
森　光弘	社会福祉法人光寿会理事長 医療法人社団慈弘会理事長 大樹町地域包括支援センター運営協議会委員	保健医療
大庭　滋理	医療法人社団大庭医院理事長 大樹町地域包括支援センター運営協議会委員	保健医療
京谷　廣之	大樹町歯科診療所所長	保健医療
上岡　隆司	上岡歯科院長	保健医療
有岡　千恵子	企業組合ひなたぼっこ代表理事 大樹町地域包括支援センター運営協議会委員	福祉
○　穀内　豊司	大樹町民生児童委員協議会会長 大樹町地域包括支援センター運営協議会委員	福祉
◎　木村　彰一	大樹町社会福祉協議会会長 大樹町地域包括支援センター運営協議会会長	福祉
米谷　英一	大樹町老人クラブ連合会副会長	福祉
佐藤　千代子	大樹町地域包括支援センター運営協議会委員 （ケアマネ・医療保健従事）	被保険者
茂木　千恵子	大樹町地域包括支援センター運営協議会委員 （ボランティア・家族介護）	被保険者
佐藤　容子	大樹町社会福祉協議会ボランティアコーディネーター	被保険者
関寺　タケ子	（民生委員・介護医療従事）	被保険者
髙野　博子	（家族介護）	被保険者

◎：委員長　○：副委員長

第６期大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成２７年３月

発行 ／ 大　樹　町
編集 ／ 大樹町保健福祉課
〒089-2145　北海道広尾郡大樹町暁町８番地１
（大樹町高齢者保健福祉推進センターらいふ内）
ＴＥＬ　０１５５８-６-４８３３
ＦＡＸ　０１５５８-６-５１２１